

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる座席指定料金の改定等に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
(急行券の発売) 第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。 (中略)	(急行券の発売) 第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。 (中略)
11 <u>北海道旅客鉄道会社線</u> 、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第 1 項第 1 号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、 <u>北海道旅客鉄道会社線内</u> 、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。 (中略)	11 四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第 1 項第 1 号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。 (中略)
(特別車両券の発売) 第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (中略)	(特別車両券の発売) 第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (中略)
13 <u>北海道旅客鉄道会社線</u> 、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第 1 項第 1 号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、 <u>北海道旅客鉄道会社線内</u> 、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。 (中略)	13 四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第 1 項第 1 号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。 (中略)
(急行列車と普通列車とが直通運転する場合の急行料金) 第 126 条 第 57 条第 9 項の規定により急行券を発売する場合の急行料金は、急行列車の乗車区間にに対する急行料金とする。	(急行列車と普通列車とが直通運転する場合の急行料金) 第 126 条 第 57 条第 9 項の規定により急行券を発売する場合の急行料金は、急行列車の乗車区間にに対する急行料金とする。 <u>ただし、同条同項第 1 号に規定する特別急行列車海幸山幸号に乗車する場合に発売する特別急行券の特別急行料金は、</u>

現 行	改 正														
(中略)	<u>田吉を通過となる場合であっても田吉を発又は着とみなした特別急行料金とする。</u> (中略)														
(特別車両料金) 第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) (中略) (2) 特別車両料金(B) イ ロ、ハ、ニ、 <u>ホ</u> 、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B) (中略) ニ 「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B) (中略) ホ <u>北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ</th><th>50 キロ</th><th>100 キロ</th><th>150 キロ</th><th>151 キロ</th></tr> <tr> <th>地帯</th><td>メートルまで</td><td>メートルまで</td><td>メートルまで</td><td>メートル以上</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <th>料金</th><td>円 780</td><td>円 1,000</td><td>円 1,700</td><td>円 1,990</td></tr> </tbody> </table> (中略)	営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990
営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ											
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上											
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990											
(大人座席指定料金) 第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 第2号から第6号以外の大入座席指定料金 (中略) (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大入座席指定料金 イ ロ <u>及びハ</u> 以外の大入座席指定料金 <u>840</u> 円とする。 ロ 「S L冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料	<u>田吉を通過となる場合であっても田吉を発又は着とみなした特別急行料金とする。</u> (中略) (特別車両料金) 第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) (中略) (2) 特別車両料金(B) イ ロ、ハ、ニ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B) (中略) ニ 「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B) (中略) ホ <u>削除</u> (中略) (大人座席指定料金) 第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 第2号から第6号以外の大入座席指定料金 (中略) (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大入座席指定料金 イ ロ以外の大入座席指定料金 <u>1,000</u> 円とする。 ロ 「S L冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料														

現 行	改 正
金 1,680 円とする。 <u>ハ ホームライナー号に対して発売する大人座席指定料金 530 円とする。</u>	金 1,680 円とする。 <u>(削る)</u>
(中略)	(中略)
(特定列車による折返し区間外乗車の特例) 第 160 条の 6 次に掲げる区間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間にについて乗車券面の区間外であっても乗車することができる。	(特定列車による折返し区間外乗車の特例) 第 160 条の 6 次に掲げる区間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間にについて乗車券面の区間外であっても乗車することができる。
白 石・札 幌間 川 部・弘 前間 北 山形・山 形間 宮 内・長 岡間 日 暮里・上 野間 金 山・名 古屋間 倉 敷・岡 山間 備中神代・新 見間 宇 多津・高 松間 長 門市・仙 崎間 幡 生・下 関間 西 小倉・門 司 港間 西 小倉・小 倉間 江 北・肥 前 浜間	白 石・札 幌間 川 部・弘 前間 北 山形・山 形間 宮 内・長 岡間 日 暮里・上 野間 金 山・名 古屋間 倉 敷・岡 山間 備中神代・新 見間 宇 多津・高 松間 長 門市・仙 崎間 幡 生・下 関間 西 小倉・門 司 港間 西 小倉・小 倉間 江 北・肥 前 浜間 <u>田 吉・宮崎空港間</u>
(中略)	(中略)
(急行券の効力) 第 172 条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車 (未指定特急券にあっては、券面に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行	(急行券の効力) 第 172 条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車 (未指定特急券にあっては、券面に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行

現 行	改 正
<p>列車)、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限って乗車することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p>第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車又は当該未指定特急券に指定された別表第1号の2に定める列車群と同一の項に掲げる列車群のうち1個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>列車。<u>ただし、第 57 条第 2 項第 8 号の規定により 1 枚で発売する未指定特急券で、同条同項同号の定めるところにより乗継乗車する場合は 2 個の特別急行列車</u>）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限って乗車することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p>第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車。<u>（第 57 条第 2 項第 8 号の規定により 1 枚で発売する未指定特急券で、同条同項同号の定めるところにより乗継乗車する場合は 2 個の特別急行列車）</u>又は当該未指定特急券に指定された別表第1号の2に定める列車群と同一の項に掲げる列車群のうち1個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

現 行				改 正																																																
別表第1号 (第3条) 地方交通線の線名及び区間 (中略)				別表第1号 (第3条) 地方交通線の線名及び区間 (中略)																																																
別表第1号の2 (第57条) 列車群				別表第1号の2 (第57条) 列車群																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>号</th><th>群名</th><th>特別急行列車</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>(1)</td><td>ひたち・ときわ</td><td>イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車</td></tr> <tr> <td colspan="4">(中略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3</td><td>(1)</td><td>北斗・すずらん</td><td>イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>おおぞら・とかち</td><td>イ おおぞら号 ロ とかち号 ハ 別に定める列車</td></tr> </tbody> </table>				項	号	群名	特別急行列車	1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車	(中略)				3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車	(2)	おおぞら・とかち	イ おおぞら号 ロ とかち号 ハ 別に定める列車	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>号</th><th>群名</th><th>特別急行列車</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>(1)</td><td>ひたち・ときわ</td><td>イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車</td></tr> <tr> <td colspan="4">(中略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3</td><td>(1)</td><td>北斗・すずらん</td><td>イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>おおぞら・とかち</td><td>イ おおぞら号 ロ とかち号 ハ 別に定める列車</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3</td><td>(3)</td><td></td><td> <u>ライラック号</u> <u>カムイ号</u> <u>オホーツク号</u> <u>宗谷号</u> <u>サロベツ号</u> <u>フランラベンダー号</u> <u>エクスプレス</u> </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td> <u>ライラック・カムイ・オホーツク・宗谷・サロベツ・フランラベンダー・エクスプレス号</u> <u>別に定める列車</u> </td></tr> </tbody> </table>				項	号	群名	特別急行列車	1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車	(中略)				3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車	(2)	おおぞら・とかち	イ おおぞら号 ロ とかち号 ハ 別に定める列車	3	(3)		<u>ライラック号</u> <u>カムイ号</u> <u>オホーツク号</u> <u>宗谷号</u> <u>サロベツ号</u> <u>フランラベンダー号</u> <u>エクスプレス</u>			<u>ライラック・カムイ・オホーツク・宗谷・サロベツ・フランラベンダー・エクスプレス号</u> <u>別に定める列車</u>
項	号	群名	特別急行列車																																																	
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車																																																	
(中略)																																																				
3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車																																																	
	(2)	おおぞら・とかち	イ おおぞら号 ロ とかち号 ハ 別に定める列車																																																	
項	号	群名	特別急行列車																																																	
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車																																																	
(中略)																																																				
3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車																																																	
	(2)	おおぞら・とかち	イ おおぞら号 ロ とかち号 ハ 別に定める列車																																																	
3	(3)		<u>ライラック号</u> <u>カムイ号</u> <u>オホーツク号</u> <u>宗谷号</u> <u>サロベツ号</u> <u>フランラベンダー号</u> <u>エクスプレス</u>																																																	
			<u>ライラック・カムイ・オホーツク・宗谷・サロベツ・フランラベンダー・エクスプレス号</u> <u>別に定める列車</u>																																																	
(以下略)				(以下略)																																																

附則

この通達は、2026年3月14日乗車となるものから施行する。